

業務運営評価制度における平成 16 年度年間事業計画

年間事業計画について

業務戦略に沿った業務の執行を確実なものとするため、外的環境の変化を踏まえつつ、下表に掲げた本行の組織運営全体に関わる基本業務分野及び 6 つの事業分野について、当該年度に取り組むべき業務の方向性を本年度年間事業計画として示します。

年間事業計画の構成

【基本業務分野】	【6 つの事業分野】
<ul style="list-style-type: none">・ 事業に関する課題・ 財務に関する課題・ 組織能力に関する課題	<ul style="list-style-type: none">・ 国際金融秩序安定への貢献・ 開発途上国の経済社会開発支援・ 我が国の資源の安定確保・ 我が国の資本・技術集約型輸出の支援・ 我が国産業の国際的事業展開の支援・ 開発途上国の地球規模問題への対応支援

本行は、この年間事業計画の下、本行の業務に対する国民の理解を得つつ、健全な業務運営を実現するため、基本業務戦略の中で重要課題として設定された事業・財務・組織能力に関する課題及び 6 つの事業分野に関する課題に着実に取り組み、過去の実績も踏まえた業務の改善を図っていきます。業務運営においては、特に「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)を着実に実行するとともに、「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定)を踏まえ、我が国のなお厳しい経済金融情勢等に鑑み、民業を補完・奨励し円滑な資金供給を確保するなど政策金融機関としての役割を果たしていきます。また、その時々々の政府の各種政策・方針を踏まえた対応を行うほか、事前に予測・計画が困難な、事業環境や顧客等のニーズの変化等にも機動的に対応していきます。

．基本業務分野

基本業務分野は、本行の組織運営全体に関わるものであり、本行が取り組むべき事業、財務、組織能力の3区分における課題を下記の通り設定します。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を「別表」に例示します。

< 事業に関する課題 >

- 事業課題 1. 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 事業課題 2. 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
- 事業課題 3. 国際機関・他国公的機関との積極的連携
- 事業課題 4. 環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み
- 事業課題 5. 中堅・中小企業向け支援内容の充実

< 財務に関する課題 >

- 財務課題 1. 適正な損益水準の確保
- 財務課題 2. 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

< 組織能力に関する課題 >

- 組織課題 1. オペレーションの機動的・効率的な実施
- 組織課題 2. 我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 組織課題 3. 利用者の視点に立った業務の改善
- 組織課題 4. 情報公開・広報活動の推進

．6つの事業分野

以下では本行が取り組むべき6つの事業分野について、各分野の現状についての基本認識とそれに基づく業務課題を示します。

1．国際金融秩序安定への貢献

(1) 基本認識

1997年に発生したアジア通貨危機は他の開発途上国にも波及し、国際機関や先進諸国が危機に見舞われた国々に対し大規模な支援を実施、本行も政府の新宮澤構想の下、機動的な支援を行いました。開発途上国経済は危機後、総じて急速な回復を遂げ、足元も堅調に推移していますが、金融システムの脆弱性は完全には解消されておらず、今後ともアジア各国を中心にマクロ経済動向に関

するモニタリング等を通じて途上国の健全な経済運営に対する支援を着実に実施していく必要があります。我が国は、新宮澤構想以降も、ASEAN+3（日中韓）財務大臣プロセスにおいてアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）でアジア・ボンド・ファンド（ABF）創設を提唱するなど、アジア通貨危機のような事態の再発防止のために主導的な役割を果たしてきました。本行としても、危機防止と安定的な経済成長の実現のためには、国内・域内の長期資金供給能力を高めることが不可欠という観点から、アジア債券市場育成イニシアティブ等について、各種機能の活用により、適切な貢献を行うことが求められています。

（2）業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を別表に例示します。

課題1 - 1：アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

特に我が国と関係の深いアジア各国における経済回復及び危機再発防止のためには、市場の信認を回復・維持することが必要であり、そのために必要な構造調整実施のための支援について、知的協力も含めて、本行が各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府及び国際機関・他国公的機関並びに民間部門とのネットワークを活用して取り組むことが期待されています。

課題1 - 2：アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

特に我が国と関係の深いアジア各国における国際金融危機に繋がる事象を早期に発見し、適時に適切な対応を行うために、本行が各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府及び国際機関・他国公的機関並びに民間部門とのネットワークを活用し、それら諸国のマクロ経済動向をモニタリングしていくことが必要です。

課題1 - 3：アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

アジア各国が市場からの信認を回復・維持し、国際金融市場からの資金調達を自国の経済成長に見合ったペースで拡大できるよう、それらの国に対する民間資本フローを促進するために、保証の供与等の施策を積極的に講じて、民業補完・奨励を推進していくことが求められています。また、ア

ジアの地域債券市場の育成も重要となっており、本行としても、現地通貨建て債券の発行及び現地通貨建て債券に対する保証の供与等、様々な機能を活用して支援することが求められています。

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。

課題 1 - 4 : 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

課題 1 - 5 : 早期危機收拾のための積極的貢献

課題 1 - 6 : 社会的弱者への配慮の強化

課題 1 - 7 : 危機收拾のための民間資金の活用

課題 1 - 8 : 危機收拾支援の迅速な実施

2. 開発途上国の経済社会開発支援

(1) 基本認識

円借款の年次供与国の平均 1 人あたり国民総所得は、1995 年の 620 ドルから 2002 年には 767 ドルへ、また、こうした所得水準に加え保健面・教育面から生活の質を示す人間開発指数(HDI)についても 1995 年の 0.638 から 2001 年の 0.677 へと上昇しています。このような改善が見られるものの、

- 世界の総人口の約 1/5 に相当する人々が 1 日 1 ドル以下で生活しており、また、アジアには 1 日 1 ドル以下で生活する人口の 2/3 が集中しているという現状を踏まえれば、貧困問題への対処は、依然として重要な国際社会共通の課題となっています。
- 貧困問題への対応等について、1990 年代における国際的議論等をもとに、2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにおいて「国連ミレニアム宣言」が採択されており、これを受けてまとめられた「ミレニアム開発目標(MDGs)」では、貧困の削減等に関する 2015 年までの達成目標が示されています。また、特に同時多発テロ事件以降、開発途上国の貧困問題が要因の一つと考えられる地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしているとの認識も高まっています。
- 我が国としても、我が国を含む国際経済社会の健全な発展のために、貧困問題の解決や平和構築に積極的に取り組んでいくことが重要となっています。これらの新たな開発課題への対応が急務となっていることを受け、平成 15 年 8 月 29 日に、閣議決定された新たな政府開発援助大綱(ODA 大綱)では、我が国 ODA の目的を、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することと明記し、人間の安全保障や、公平性の確保の観点から、男女共同参画の視点を重視することなどを基本方針とし

て、(1) 貧困削減 (2) 持続的成長 (3) 地球的規模の問題への取組 (4) 平和の構築を重点課題としています。

- 国際的動向を見ると、2002 年に国連開発資金国際会議において欧米が開発援助増大を表明、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)では、開発途上国の持続可能な開発と貧困削減に向けての国際的支援の決意表明がなされました。2003 年 3 月の第 3 回世界水フォーラムでは、持続可能な開発、貧困撲滅の原動力としての水問題の重要性と国際社会の支援の必要性が強調され、6 月のエビアン・サミットでは、世界的な成長の強化と持続可能な開発の増進や復興支援の重要性が謳われています。
- また、MDGs 達成の観点からは、インフラは経済成長の呼び水としての役割に加えて、貧困削減の観点からも効果的との研究結果が報告される等、その多面的な効用や重要性が再認識されつつあります。他方で、1997 年のアジア通貨危機以降、東アジアにおける公的・民間資金によるインフラ整備は、その大きなニーズにも拘わらず、大きく減少したまま今日も低迷しており、このようなインフラ不足の改善に繋がる新たな枠組みやアプローチを考案する必要性が強く認識されています。このような現状を踏まえ、世界銀行は 2003 年 7 月にインフラ・アクションプランを理事会にて承認し、インフラ整備への取り組みを強化しています。本行としても、世界銀行及びアジア開発銀行との共同調査「東アジアのインフラ整備：その前進に向けて」を実施するほか、DAC の貧困削減ネットワーク (POVNET) に副議長を派遣しているなど、インフラ整備の貧困削減に果たす役割に関する国際的な議論に積極的に関与・貢献するとともに、融資等の供与により、経済社会開発に資するインフラの整備を支援していきます。
- 援助の手続面に関しては、国際社会では、開発途上国側の負担軽減の視点等からドナー手続きの調和(調達手続きの共通化等)に向けた国際的な検討が行われています。この「調和化」を通して開発途上国の負担を軽減する一方、各ドナーは開発戦略を共有しつつ、相互補完しながら連携し、援助成果の向上を目指すこと(スケールアップ)が求められています。このためには、「現地 ODA タスクフォース」(援助計画策定等における現地の役割・体制を強化する目的で、本行、在外公館、国際協力機構 (JICA) 等で構成するもの)等、現地での取り組み強化等を通じ、アジアを中心とした途上国の開発ニーズを直接把握できる現場において先方政府、他のドナー、NGO 等と連携しつつ、援助計画策定、案件形成等へ積極的に関与することが必要となります。

(2) 業務課題

上記 1 の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を別表に例示します。

課題 2 - 1 : アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

アジア地域は我が国と政治・経済的に密接な関係を有しており、同地域を中心とした支援を行うことが求められています。平成 15 年 12 月の日本・ASEAN 特別首脳会議における「日本・ASEAN 行動計画」では、日本政府は円借款、その他の ODA スキーム、ODA 以外の公的資金、民間資金等を活用し、ASEAN のインフラ開発に協力することを表明しています。

また、経済社会開発に対処するために必要な方策は、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により異なります。こうした中、厳しい財政状況の下、我が国として、より効果的かつ効率的な支援を行うため、「現地 ODA タスクフォース」等、現地での取り組みの強化等を通じ、アジアを中心とした各国の状況をよりの確に捉え、MDGs も踏まえつつ、各国の多様なニーズに対する機動的かつ選択的な支援が求められています。

課題 2 - 2 : 貧困削減への対応の強化

2002 年 3 月のモンテレイでの国連開発資金国際会議や 9 月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)でも MDGs 達成のための国際的行動計画が採択されており、我が国としても MDGs の第 1 の目標である貧困削減に取り組んでいく必要があります。新たな ODA 大綱でも、貧困削減は国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要であるとされています。

経済・社会インフラの整備については、貧困層が直接受益するだけでなく、これを通じて途上国の経済成長を促進し、貧困層の所得及び生活の質を向上させる効果も見直されています。

課題 2 - 3 : 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

開発途上国の経済成長を促進し、雇用・所得の機会増加を通じ貧困を削減するためには、民間の経済活動の基盤となるインフラ整備や人材育成等が不可欠であり、国際的にも、これを推進する支援が求められています。

課題 2 - 4 : 知的協力の推進

経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度

が適切に策定・運営され、事業の運営維持体制等が整備されることが必要です。従って、開発効果を一層高めるために、開発政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等について、我が国及び本行の持つ知見・ノウハウを活用しつつ、相手国のニーズに応えて、資金協力に関連した、本行ならではの技術支援(T/A)を通じた質の高い知的協力を積極的に推進することが求められています。

課題 2 - 5 : 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

円借款を含む我が国の政府開発援助(ODA)に関して、説明責任の徹底、効果的・効率的な開発援助の実施等の要請が高まっていることから、有償資金協力を、ハード・ソフト統合型の総合アプローチの一環として位置付けた上で、国民の知見を活用し、国内援助機関、他国公的機関・市民社会・途上国の地域社会等との連携・協調を推進することを通じて、開発戦略を共有し援助成果の向上を目指すこと(スケーリングアップ)が求められています。このため、途上国支援の成果を計測し、プロセスと共に成果重視のマネジメントを行うことが重要となっています。

課題 2 - 6 : 円借款業務の質の向上

上記の課題への取り組みに加え、債務持続性分析(DSA)手法を巡る検討など、従来以上に債務負担能力への配慮が必要とされています。また、円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るため、事前から事後に至る一貫した評価が求められています。評価結果は、国民や途上国にフィードバックすることはもとより、本行の業務改善のためにも活用し、透明性を確保した上で、効果に配慮した質の高い業務を行うことが必要です。

3. 我が国の資源の安定確保

(1) 基本認識

- 我が国は資源小国として、国民生活や経済活動の基盤をなす資源・エネルギーの大半を海外に依存しており、平成 14 年 6 月施行の「エネルギー基本法」における基本方針及び同法に基づく平成 15 年 10 月「エネルギー基本計画」に掲げられた通り、その安定供給確保は依然重要な課題です。
- 我が国の 2000 年における主要資源の対外依存度は非常に高く、例えば、石油：99.7%、天然ガス：96.8%、鉄鉱石：100%、銅：99.95%、となっています。
- 日本企業の権益取得または長期引取契約を通じた我が国が確保可能な工

エネルギー資源輸入量は、石油については1993年の36.0百万klから2000年の33.6百万klへとほぼ横這いで推移し、LNGについては1993年の36.4百万トンから2000年の54.1百万トンへと増加しています。

- また、国際エネルギー機関（IEA）によれば世界のエネルギー需要は2020年までに97年比で57%増加し、この伸びの約半分を、日本を除くアジア地域が占める見込みです。アジア地域のエネルギー需要の増大に伴う域外依存度の上昇は、日本企業が多く事業を展開するアジア地域全体の資源供給構造を脆弱化させる可能性があります。最近では、中国を始めアジア諸国の高成長等を背景に資源・素材価格が高騰を続けており、その影響が顕在化しつつあります。
- かかる環境下、我が国の資源関連業界は、商社や電力・ガス会社の積極的な上流展開、供給地多角化の模索等、国際的な事業展開を進めています。他方、世界の資源メジャーは、合併・再編を経てさらに競争力を強めており、我が国の資源関連企業がそれら寡占企業に伍してビジネスを展開、ひいては我が国の資源の安定確保を実現するために、事業資金の調達・リスク軽減措置等が一層重要になっています。
- 海外における資源案件は、一般にリスクが高く、巨額の資金を必要とするため、民間金融機関だけでは十分な長期資金を供給することが困難であり、また、資源保有国との長期的な関係を踏まえた対応が必要となることもあります。したがって、我が国の経済社会活動に不可欠な資源の安定供給確保を政策的に支援することが必要です。

(2) 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を別表に例示します。

課題3 - 1：我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

海外からの安定的な資源の確保を実現するためには、(1)日本企業による資源の権益取得、長期引取または販売権取得の支援、(2)資源供給国の新規開拓や新技術の活用による資源供給源の多角化に資する資源案件の支援、(3)我が国への資源供給に資するインフラ整備に対する支援や(4)アジア地域へのエネルギー・資源供給を目的とした資源案件への支援等が求められています。

課題3 - 2：高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

一般に、リスクが高く、巨額な資金を必要とする海外における資源案件に

対しては、本行が公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢等に関する情報収集・分析力、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国政府等に対する交渉力、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、開発途上国政府や国際機関・他国公的機関等との連携によるリスク軽減措置や、本行によるリスクテイク等を通じて、民間金融機関のみでは対応困難な資源案件にかかるリスクに対応して、円滑な案件の実施を支援していくことが一層求められています。

4. 我が国の資本・技術集約型輸出の支援

(1) 基本認識

我が国のプラント成約実績は、アジア通貨危機の影響による最悪期を脱し回復傾向にありますが、我が国プラント産業を取り巻く環境は、有力欧米企業及び安価な労働力を武器にしたアジア企業との競争が熾烈化しており、日本企業の国際競争力確保のための支援は引き続き重要です。他の先進各国も、公的輸出信用機関（ECA）によって、OECD 公的輸出信用ガイドラインという共通の国際的枠組みに従って自国のプラント輸出を支援しており、国際商談における日本企業の国際競争力を確保するためには、我が国としてもプラント輸出の積極的な支援が引き続き必要です。

(2) 業務課題

上記 1 の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を別表に例示します。

課題 4 - 1：日本企業の輸出競争力の確保

開発途上国向け船舶・プラント輸出における日本企業の国際競争力を確保するためには、本行が公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢に関する情報収集・分析力、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国政府等に対する交渉力、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府や他国 ECA と連携して、民間金融機関のみでは対応困難な国やプロジェクトのリスクテイクを行うことが重要です。また、我が国民間金融機関の信用補完や公的輸出信用制度の利便性の向上を通じたより質の高いサービスを提供することも求められています。

課題 4 - 2 : 日本企業の輸出機会の創出

我が国のプラント輸出が熾烈な国際競争に直面している状況下、開発途上国の事業実施主体がプロジェクトの実施検討に際し必要とする調査を本行が行うことを通じ、我が国からのプラント輸出に繋がる可能性の高い優良プロジェクトの形成に寄与することにより、日本企業の輸出商談の機会創出を図ることが求められています。

課題 4 - 3 : 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

公的輸出信用制度については、OECD 輸出信用・信用保証部会をはじめとする国際会議においてそのルール等が取極められるため、こうした国際会議における積極的提言により、我が国が他国に対し競争力を有するような制度とするよう努めることが求められています。

5 . 我が国産業の国際的事業展開の支援

(1) 基本認識

- 経済のグローバル化が進む中、日本企業は熾烈な国際競争に晒される中で経営改革を進めており、その一環として開発途上国への事業展開を含め、国際的生産・分業体制の高度化・効率化、成長市場の獲得等による国際競争力の確保に積極的に取り組んでいます。
- 日本企業のかかる戦略的取り組みの障害として、進出先の途上国では、経済・社会インフラ不足、未発達な裾野産業や現地金融・資本市場、法制未整備等多くの課題が存在するため、例えば「日本・ASEAN 行動計画」(平成 15 年 12 月 15 日)においても、本行は海外投資金融の供与を通して ASEAN 加盟国における日本企業の投資活動を促進することが期待されているように、本行としても、豊富な情報、政府・他機関とのネットワーク、支援実績、交渉力等を活かしつつ、公的機関としての役割を果たし、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められています。
- 一方、我が国経済は明るい兆しも見られますが、なおデフレ状態が継続し、不良債権問題による金融システムの不安定化や、民間金融機関の海外拠点からの撤退や業務縮小、企業の内需不振による業況不振や過剰債務等が、日本企業にとって事業を行う上での大きな制約要因となっています。本行としても、かかる状況下において、平成 14 年 10 月の「改革加速のための総合対応策」(総合デフレ対策)にも沿いつつ、民間金融機関の業務を補完・奨励し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保すること等が求められています。

(2) 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を「別表」に例示します。

課題5 - 1：開発途上国における日本企業の事業機会の創出

開発途上国における事業は、カントリーリスクを始め国内での事業にはない固有のリスクが存在することから、本行が公的金融機関として有する開発途上国の経済情勢に関する情報収集・分析力、豊富な支援実績と多様な支援ツールを活かした相手国政府等に対する交渉力、ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクトファイナンスにかかるノウハウを活用し、また、各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携により、民間金融機関のみでは対応困難な開発途上国における事業に固有の各種リスクに対応して、開発途上国における日本企業の事業展開を支援することが求められています。加えて、開発途上国においては中長期資金調達のための金融・資本市場が未発達であることから、本行として、開発途上国で事業を行う日本企業の現地通貨建ての資金調達を支援すること等も期待されています。また、開発途上国に事業展開する日本企業との密接な関係を有する本邦金融機関と協力し、その業務を補完することや、情報提供等のソフト面でのサービスも、日本企業の海外事業展開を効果的に支援する上で重要となっています。

課題5 - 2：日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済・社会インフラ整備及び投資関連諸制度の整備支援

開発途上国において日本企業が事業を行う場合、未整備な経済・社会インフラ（電力供給等）、投資関連諸制度（外資受入政策等）や未発達な金融・資本市場といった事業環境がボトルネックとなる場合が多く、このような開発途上国における事業環境の整備について、日本企業のニーズを把握し、相手国政府等との対話を行うこと等によって、これを反映したインフラ整備や制度改善等につなげることが期待されています。

課題5 - 3：日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

開発途上国において日本企業が事業活動を安定的に行うためには、原料、部品、半製品等の円滑な現地調達が不可欠であり、開発途上国における民間部門のうち、特に裾野産業を育成することが求められています。

課題 5 - 4 : 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

日本企業の事業活動や我が国の国内経済に多大な悪影響を及ぼすアジア通貨危機のような事態に機動的に対応するため、マクロ経済のみならず、日本企業の開発途上国における業況等の実体経済の状況を的確に把握し、政府の政策・施策の立案に適切に情報発信することが求められています。

6 . 開発途上国の地球規模問題への対応支援

(1) 基本認識

- 地球温暖化や大気汚染等の地球環境、エネルギー、食料、水資源、人口、HIV/エイズ等の感染症等の地球規模問題は、平成 14 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD) 等でも取り上げられた通り、国際社会の持続的な開発を実現する上で大きな課題であり、我が国にも大きな影響を与えています。
- このうち、例えば、地球温暖化対策については、平成 14 年 6 月に我が国で京都議定書が批准されたこと等を踏まえ、我が国としては、地球温暖化防止及び我が国の産業活動維持のために重要な排出権確保等のために、クリーン開発メカニズム (CDM) 活用案件及び共同実施 (JI) 案件等に積極的に取り組んでいく必要があります。
- また、酸性雨等の大気汚染問題については、急速な工業化に伴い、アジア地域の硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x) 等の排出量が急増しており、現地の環境悪化をもたらすのみならず、一部は我が国の酸性雨の原因とも推定されています。

(2) 業務課題

上記 1 の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み例と、取り組み状況を評価・モニタリングするための指標等を別表に例示します。

課題 6 - 1 : 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

本行は、開発途上国支援において、従来から我が国の高い技術の活用を通じた、地球温暖化対策及び公害防止等に関する支援を実施してきました。こうした本行の経験を活かし、開発途上国政府に対する、地球温暖化と我が国の酸性雨の原因とも推定される CO₂ 等温室効果ガス及び SO_x・NO_x 等大気汚染物質の排出量削減・吸収に資する対策への支援が求められています。

課題 6 - 2 : 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

日本企業はCO₂等温室効果ガスの排出抑制に関して高い技術を有しており、こうした技術を円滑に開発途上国に導入するとともに、排出権獲得が我が国の産業活動維持の観点からも重要であることから、CDM・JI 案件等、日本企業の排出権獲得に資する事業への支援を通じた地球温暖化対策への貢献が求められています。

課題 6 - 3 : 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、我が国としての積極的な貢献が必要です。水資源、感染症及び教育や女性の地位向上等を通じた人口問題等への取り組みを実施するとともに、地球規模問題に関する国際会議・フォーラム等の国際的枠組みへの参加を通じ、情報・意見交換を積極化し、これを本行内にフィードバックすることにより体制を強化することが求められています。

課題 6 - 4 : 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化

地球規模問題に対しては、本行が有している開発途上国政府や開発途上国で活動する民間企業との深いつながりを活用することにより、効果的に対処することが可能です。また、同問題については、我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO 等、様々な団体が豊富な知見・情報を有しており、こうした知見・情報も開発途上国における取組みに活用するため、これらの団体との間で意見・情報交換を積極的に実施することが求められています。

以上